

## 志木市新生児子育て応援金Q & A

Q 1 : 4月28日以降に志木市に転入してから出産した場合でも、給付の対象になりますか。

A 1 :

自治体によっては国の基準をもとに、4月27日に住民登録があることを前提としている例もありますが、志木市では4月28日以降の転入者でも、志木市で出産されたのであれば支給の対象になります。

Q 2 : 振込先は、今回の特別定額給付金の口座情報をもとに、世帯主の口座に振り込むことになるのですか。

A 2 :

新生児子育て応援金については、新生児を生んだ母親を対象に給付するため、原則、母親の口座に振り込みます。

Q 3 : 一度出産をした後、出生届を出す前に死亡した場合は給付の対象となりますか。また、死産の場合は給付の対象となりますか。

A 3 :

新生児死亡（生まれてきてから死亡）の場合は給付の対象となりますが、死産（死亡した状態での出産）の場合は、給付対象とはなりません。

Q 4 : 志木市に住民登録があった母親が令和2年4月28日に出産し、子どもも志木市に住民登録をしましたが、その後、転出したことによって、申請時には志木市に住民登録がない場合、給付の対象となりますか。

A 4 :

子育て応援金の給付対象としては、出産とともに志木市に住民登録を置き、応援金の申請時において、引き続き志木市に住民登録があることが条件となるため、申請の時点で転出されている方については、支給対象外となります。

Q 5 : 出産後に母親が死亡した場合でも給付を受けることは可能ですか。また、受給できる場合は、誰が受給権者になりますか。

A 5 :

出産後に母親が死亡した場合は、他の保護者（通常は夫）に申請していただき、給付することになります。

Q 6 : 配偶者からの暴力などにより、志木市に住民登録がありつつも、避難のため他市町村に居住している場合は、給付の対象となりますか。

A 6 :

今回の子育て応援金は志木市独自の取り組みであり、あくまでも志木市に住民登録がされていることを要件としています。このため居住実態は他市町村であっても受給の対象となります。

Q 7 : 申請に際し、必要となる添付書類はどのようなものがありますか。

A 7 :

申請に際しては、下記の3点の書類を添付していただきます。

① 母親の本人確認書類

運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、健康保険証など、いずれか1点の写し

② 預金口座の分かる書類

預金通帳（支店名や口座名義人等の分かるところ）又はキャッシュカードの写し

③ 母子健康手帳の出生届済証明の写し